



東戸塚小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日 策定
平成 31 年 4 月 4 日 改定

目次

- 1 いじめの防止に向けた学校の考え方
- 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置
- 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処
- 4 重大事態への対処
- 5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめの定義の変遷

昭和61年からの定義

「いじめ」とは、「自分より弱い者に対して、一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実を確認しているもの。

平成6年からの定義

「いじめ」とは「自分より弱い者に対して、一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

平成18年からの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃をうけたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義 いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

② いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

いじめ防止対策推進法では保護者の責務等も記載しています

総則 第九条

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭 教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

※ネット機器使用に関わる指導と監督、トラブル解決の責任は保護者にあります。ルールやマナーについての家庭教育をお願いします。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

いじめ防止対策委員会のメンバーは、管理職、教務主任、学年主任、児童支援専任、養護教諭で構成することとする。

また、緊急の対応が迫られる場合は管理職・学年主任・児童支援専任、当該学年で構成することもある。

必要に応じてスクールカウンセラーや外部専門家(心理・福祉等)の参加を求める。

② 委員会の運営

- ・いじめ防止対策委員会は、常設し、月1回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階や緊急の対応が迫られる場合に応じて、「いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・学校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。また、児童支援専任がいじめに関する情報の収集や記録、対応の役割分担・管理の中心となっていく。

③ 委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある。最も身近で深刻な人権侵害であるとして日々の指導や教職員の研修を積む。
- ・いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校・地域社会全体で真剣に取り組むために、学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童や保護者に周知する。

○早期発見・事案対処

- ・児童支援専任を相談窓口とし、保護者や地域からの情報や児童の相談内容をいじめ防止対策委員会や全教職員で把握する。
- ・毎月の「いじめ防止対策委員会」及び日常における子どもに関する情報交換において、個々の児童の情報を全職員で共有しておく。
- ・定期的なアンケート(つぶやきカードやいじめ解決一斉アンケート等)を行う。結果や子どもの実態に合わせ、児童支援専任が中心となり、児童指導部や人権教育部と連携して指導・支援に当たる。また、「いじめ防止対策委員会」にて共有化を図る。
- ・スクールカウンセラーに児童を観察してもらい、アドバイスを受け、児童理解の参考にする。
- ・いじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、児童支援専任がコーディネーターとなり、管理職に報告、連絡、相談を行い、いじめ防止対策委員会の組織で対応していく。
- ・重大事態が起こった場合も同様に、この組織をもって調査を行う。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・修正に努める。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。
- ・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて、組織や取組等の見直しを行う。(PDCAサイクル) 必要がある場合には、横浜市いじめ防止基本方針に基づいて見直しを行う。

いじめの態様を次のように分けています

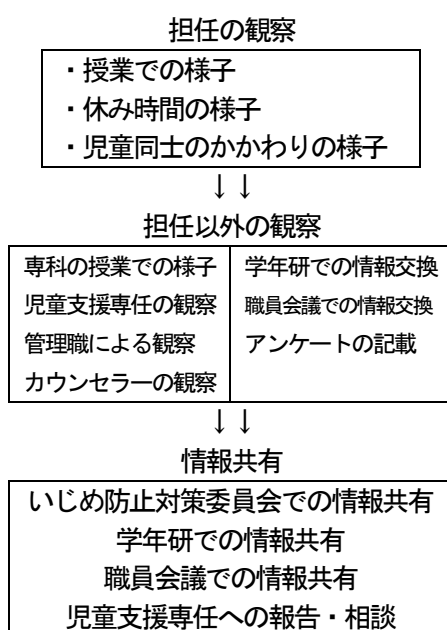
- 1 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 5 金品をたかられる。
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 7 いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 8 パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- 一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるようにする
- 異学年交流を通じた仲間作りや児童会活動、学級活動など、特別活動を柱とした学校・学級づくりに取り組む。
- 「学校生活のきまり」にのっとった指導や支援について、随時、子どもの実態を踏まえ確認したり共有したりする。
- 学級で起きる問題をその学級の問題とせず、学年組織を生かした児童理解に努める。
- 教師はどの子どもにも分かりやすい授業を心がけ、工夫して実践する。授業研究会、自主的な他学級の参観、また幼稚園や保育園及び、近隣小学校・中学校の授業参観を通して研鑽を積めるようにする。
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」に関する研修を行い、活用例を紹介し合ったり実施後の分析をしたりする。

いじめ発見のフローチャート



② いじめの早期発見

- 普段からの友人関係づくりに配慮する。年度末の引き継ぎ、学年交流の様子、児童支援専任の巡回の様子などの情報を共有する。
- 毎月行ういじめ防止対策委員会及び、日常における子どもに関する情報交換において、個々の児童の情報を全職員で共有しておく。
- 児童支援専任を相談窓口とし、保護者や地域からの情報や児童の相談内容をいじめ防止対策委員会や全教職員で把握する。
- スクールカウンセラーに児童を観察してもらい、アドバイスを受け、それを児童理解の参考にする。
- 保護者や地域、学童クラブ等と連携し、いじめの些細な兆候であっても、情報の共有を行う。
- インターネットを通じたいじめへの実態や対応方法について、児童・保護者を対象とした安全指導、及び教職員を対象とした研修会を実施する。

③ いじめに対する措置

～被害児童を第一に考え、迅速かつ的確な措置を行う～

- 事実確認の方法、被害児童や加害児童、及び保護者との情報共有の仕方を決定し対応する。
- いじめの事実や対応の見通しについて、いじめ防止対策委員会や全教職員で共通理解を図る。
- いじめの事実やその後の対応について、児童・保護者への報告を行う。
- いじめが犯罪行為に当たると認められたり、重大事態に発展したりすることを想定し、管理職の判断で警察署・関係機関、専門機関との連携を図る。

④ いじめの解消

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤ 教職員への研修

いじめを見逃さない、教職員の子どもの見る目と心を養う

- いじめに関する研修を開く。
- 特別支援教育(ユニバーサルデザイン、自閉症スペクトラム等)に関する研修を実施し理解を深める。
- 学級づくりや児童理解など研修会で得た情報を発信し、全教職員で研修の成果を共有する。

⑥ 学校運営協議会等

の活用

- ・学校評議員会でのいじめ防止基本方針児への助言を求める。
- ・授業参観・公開授業での児童の様子、教員の対応の様子について意見を求める。
- ・いじめ報告書の件数報告に対する情報交換を行う。

⑦ 取組の年間計画

4月	いじめ防止対策委員会 東戸塚小学校基本方針の共有 職員研修
5月	いじめ防止対策委員会 職員研修
6月	いじめ防止対策委員会 つぶやきカード記入
7・8月	いじめ防止対策委員会 職員研修
9月	いじめ防止対策委員会 取組評価アンケート
10月	いじめ防止対策委員会 個別ヒアリング
11月	いじめ防止対策委員会 つぶやきカード記入
12月	いじめ防止対策委員会 人権週間の取組 いじめ解決一斉アンケート
1月	いじめ防止対策委員会 基本方針の見直し
2月	いじめ防止対策委員会 取組評価アンケート
3月	いじめ防止対策委員会 幼保、小中連携

※必要に応じて、臨時にいじめ防止対策委員会を開催する。

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

「重大事態」とは

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。例えばの想定は、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

「いじめにより」とは、児童生徒の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校・教育委員会事務局が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

この東戸塚小学校いじめ防止基本方針は、より実効性の高い取組となるよう、学校評議員会やPTA等の意見も聞きながら、保護者及び地域の理解と協力のもと策定し、いじめ防止対策委員会を中心に定期的に点検し、必要に応じて見直し、公表していく。

また、学校は、いじめに対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて、組織や取組等の見直しを行う。(PDCAサイクル)必要がある場合には、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。